2　公開買付者が前項第三号に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一　当該公開買付けの内容

二　当該訂正届出書の内容

三　当該公開買付けに関して当該承認を必要とする理由

3　［略］

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条　法第二十七条の九第一項に規定する公開買付届出書に記載すべき事項で内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　第二号様式記載上の注意(10)cに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。）

［２・３　略］

4　法第二十七条の九第二項に規定する内閣府令で定める事項は、公開買付届出書について令第十四条の十二の規定によりインターネットを利用して公衆の縦覧に供されるファイルに記録されている事項をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものその他の投資者が当該情報の内容を閲覧するために必要な事項（第七項において「閲覧方法」という。）とする。

5　法第二十七条の九第三項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

6　法第二十七条の九第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　公開買付届出書（その訂正届出書を含む。）に形式上の不備があることにより訂正届出書を提出する場合

二　令第十四条第一項第四号に規定する許可等を得られたことにより訂正届出書を提出する場合（当該許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されていない場合に限る。）

三　第二十二条第一項第三号に規定する承認を受けた場合

7　法第二十七条の九第二項の規定により公開買付届出書を参照すべき旨を記載した公開買付説明書を同条第四項の規定により訂正する場合には、当該公開買付届出書の訂正届出書を提出した旨及び当該訂正届出書に係る閲覧方法を当該訂正する公開買付説明書に記載しなければならない。

8　法第二十七条の九第四項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。

［項を加える。］

2　［同上］

（公開買付説明書の作成等）

第二十四条　［同上］

［一～三　同上］

四　第二号様式記載上の注意(5)dに規定する第三者に係る事業内容の概要の的確かつ簡明な説明（当該第三者について当該公開買付届出書に第二号様式のうち「第２　公開買付者の状況」の「１　会社の場合」の(1)の記載事項と同一の事項に相当する事項が記載されている場合を除く。）

［２・３　同上］

［項を加える。］

4　法第二十七条の九第二項の規定により公開買付説明書を交付する公開買付者は、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、あらかじめ又は同時に公開買付説明書を交付しなければならない。

［項を加える。］

［項を加える。］

5　法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付する公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、当該書面を交付する方法によることができる。